

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

9月21日発行

Vol.276

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

9/11 日 南相馬市HP「フォトレポ」から

避難解除復興記念植樹 小屋木行政区

小高区の小屋木行政区集落センターで、避難指示の解除と復興を記念する植樹が行われ、地域の皆さんが絆づくりと復興の進展に向けて誓いを新たにしました。



2ページをご覧ください。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・避難解除復興記念植樹
小屋木行政区 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 9
- 双葉町 ----- 11
- 富岡町 ----- 13

●三条市News

- ・高齢者のインフルエンザ予防接種
(三条市で接種する方) ----- 15

●交流ルームひばり通信

- ・10月食育推進食事会開催!! ---- 16
- ・こども芋ほり体験 ----- 16
- ・敬老の日
お米プレゼントのお知らせ ---- 17
- ・9月・10月の「ひばり」 ----- 18



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

9/11日

避難解除復興記念植樹 小屋木行政区

小高区の小屋木行政区集落センターで、避難指示の解除と復興を記念する植樹が行われ、地域の皆さんが絆づくりと復興の進展に向けて誓いを新たにしました。

約80人が参加し、代表者が集落センターの敷地内に新たに植えられた桜に土を掛けました。集落センター内では交流会が開かれ、参加者は弁当を食べたり、演芸を鑑賞したりして楽しいひと時を過ごしていました。



桜の根本に土をかける地域の皆さん



行政区長や市長も植樹に参加しました



参加者全員で記念写真



隣接する愛宕武勇神社では神楽が奉納されました



フラダンスを楽しむ皆さん



日本舞踊も披露されました



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況 ※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成28年9月15日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	3,785	群馬県	127	愛知県	20	広島県	5	島根県	1
宮城県	1,378	長野県	57	青森県	18	大分県	5	和歌山県	-
東京都	523	北海道	56	京都府	16	宮崎県	5	鳥取県	-
山形県	503	山梨県	54	福井県	12	三重県	4	徳島県	-
新潟県	502	秋田県	43	沖縄県	12	富山県	3	高知県	-
茨城県	499	岩手県	38	岐阜県	10	香川県	3	熊本県	-
埼玉県	451	静岡県	35	滋賀県	9	愛媛県	3	鹿児島県	-
栃木県	350	石川県	29	岡山県	8	佐賀県	3	海外	10
千葉県	282	大阪府	23	福岡県	8	山口県	2	合計	9,204
神奈川県	280	兵庫県	23	長崎県	8	奈良県	1		

(9/8 9,229)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	966	喜多方市	32	大玉村	9	古殿町	5
相馬市	904	本宮市	31	磐梯町	9	広野町	5
いわき市	549	会津坂下町	22	棚倉町	9	泉崎村	4
郡山市	456	西郷村	19	三春町	9	檜葉町	3
会津若松市	171	鏡石町	15	南会津町	7	天栄村	2
新地町	158	川俣町	14	金山町	7	鮫川村	2
二本松市	84	猪苗代町	14	会津美里町	6	浅川町	2
須賀川市	83	桑折町	13	矢吹町	6	小野町	2
伊達市	81	西会津町	13	矢祭町	6	国見町	1
白河市	49	田村市	12	北塩原村	5	合計	3,785

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	35,068人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,262人
	市内の仮設住宅	2,690人
	市内転居	6,135人
計		47,155人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	9,204人
	(うち福島県外)	(5,419人)
	計	9,204人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	4,998人
	転出	10,193人
	所在不明	11人
	計	15,202人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成28年 9月15日現在の 居住者数
小高区	12,842人	826人
鹿島区	11,603人	12,713人
原町区	47,116人	42,511人
計	71,561人	56,050人

(他市町村からの避難者 2,411人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

平成28年度臨時福祉給付金申請受付を開始しました

9月15日HP更新

平成28年度臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付を開始します。平成26年4月から消費税率が引き上げられたことから、所得の低い方への暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されます。

また、賃上げの恩恵が及びにくい低所得者への支援として年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)が支給されます。

対象となる方には9月中旬に申請書を発送しましたので、申請方法など詳しい内容や不明な点は、お問い合わせください。

	平成28年度臨時福祉給付金	年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)
給付金の趣旨	消費税率の引き上げによる低所得者への暫定的・臨時的な措置として支給されるものです。	賃上げの恩恵が及びにくい低所得者への支援として支給されるものです。
給付対象者 ※それぞれ(1)～(3)の要件を全て満たす方が対象となります。	(1)平成28年度市民税・県民税(均等割)が課税されていない方 (2)平成28年度市民税・県民税(均等割)の課税者に扶養されていない方 (3)生活保護制度の被保護者になっていない方	(1)平成28年度臨時福祉給付金の支給対象となっている方 (2)障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方(平成28年4・5月分または28年5月分からの受給がある方) (3)年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)を受給していない方
給付額	対象者1人につき3千円	対象者1人につき3万円

※ 基準日(平成28年1月1日)に他市区町村に住民登録していた方は、住民票のあった市区町村にお問い合わせください。

※ 給付金の支給には遺族年金や障害年金などの非課税年金を受給している方や、無収入の方も市民税・県民税の申告が必要になります。

申請期限

平成29年1月31日(火)

申請方法

送付した申請書に必要事項を記入の上、必要書類と一緒に同封した返信用封筒で返信してください。

必要書類について

◇必ず提出が必要なもの◇

(1)平成28年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)申請書(請求書)

※申請者欄への押印も忘れずをお願いします。

(2)申請者および申請書に記載されている世帯員全員分の本人確認書類(コピー)

※有効期間内のもの

(3)振込先金融機関口座確認書類(コピー)

※金融機関名、口座番号、口座名義(フリガナ)が分かる通帳もしくはキャッシュカードのコピー

次ページへ続きます 

※海外において開設した金融機関口座では受け取りができません。
 ※振込先名義人が申請者ではない場合は、振込先口座名義人の方の本人確認書類の写しも必要です。

◇対象者によって提出が必要なもの◇

・年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の受給を申請する場合

→ 障害・遺族基礎年金の受給確認書類(年金証書、年金額改定通知書の写しなど)

・申請者が法定代理人の場合 → 代理関係を確認できる書類のコピー

法定代理人:親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人(例:成年後見人の登記事項証明書などのコピー)

- ※ 基本的に世帯の代表者が、世帯全員分を申請・受給します。該当となる方についてはあらかじめ申請書に印字していますので、追加で記入していただく必要はありません。
- ※ 課税状況によっては、同じ世帯でも別々に申請書が送付される場合があります。なお状況によっては申請書裏面の「4. 代理申請・受給を行う場合」を記入してください。
- ※ 代理で持参する場合は、持参する方の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。
- ※ 必要書類が全てそろっていない場合は受け付けできません。

【申請先・問い合わせ先】

臨時福祉給付金担当窓口	TEL	0244-24-3511
健康福祉部社会福祉課	TEL	0244-24-5243
小高区役所市民福祉課	TEL	0244-44-6413
鹿島区役所市民福祉課	TEL	0244-46-2114

【税の申告に関する問い合わせ先】

税務課 TEL 0244-24-5226

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課

TEL 0244-24-5243

小児用インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成します

9月15日HP更新

実施期間

10月1日(土)～平成29年1月31日(火)

助成対象者

ワクチン接種日に南相馬市に住民登録のある方で、生後6カ月から中学3年生までの方

助成額

1回当たり 2,000円以内

※ 2,000円を超えた額については、自己負担となります。

例:1回 3,000円の場合

2,000円は南相馬市から助成、1,000円は自己負担。

接種回数

・生後6カ月から12歳まで……………2回

・13歳から中学3年生まで……………1回

※ 2回接種の場合、1回目接種から4週間をあけて2回目接種するのが望ましいとされています。

詳細は医療機関にお問い合わせください。

接種方法・助成申請手続

1 市内の医療機関で接種される方(保護者からの手続きは不要です。)

助成額(1回につき、2,000円)を超えた額については、自己負担となります。

医療機関の窓口でお支払いください。

〈医療機関に持参するもの〉

各種健康保険被保険者証(乳幼児の方は、母子健康手帳)

〈手続き〉

各種健康保険被保険者証を医療機関受診の際持参してください。

(南相馬市に住所があることを医療機関にお伝えください。)

各医療機関で市へ請求の手続きをとります。

2 市外の医療機関で接種される方

一度、接種費用を全額ご負担いただき、医療機関からの領収書を受け取っていただき、助成の申請は、保護者様から市役所、健康づくり課へ申請していただきます。

〈申請に必要な書類〉

- ・医療機関の領収書の写し(注)領収書がないと申請は受け付けられません。
- ・振込先預金通帳の写し(保護者名義の口座および口座番号が分かる部分)
- ・接種日が確認できるものの写し(母子健康手帳、接種済証、明細書など)
- ・印鑑
- ・小児用インフルエンザワクチン接種費用助成申請書

次ページへ続きます 

〈手続き〉

手続きは、原町保健センター、鹿島保健センターにお越しいただく方法または郵送による方法になります。

【原町保健センター、鹿島保健センターにお越しいただく手続き】

〈申請に必要な書類〉を持参していただき、市役所健康づくり課(原町保健センター、鹿島保健センター)で、備え付けの小児用インフルエンザワクチン接種費用助成申請書にご記入いただく方法

【郵便による手続き】

小児用インフルエンザワクチン接種費用助成申請書に必要な事項を記入後、医療機関の領収書の写し、振込先預金通帳の写し(口座番号・名義が分かる箇所)の写し、接種日が確認できるものの写し(母子健康手帳、接種済証、明細書など)を添えて、郵送していただく方法

【郵送先】

〒979-2334

南相馬市鹿島区西町3-2(鹿島保健センター)

南相馬市役所 健康づくり課

振り込みまでの期間

申請から交付(振り込み)まで1カ月程度かかります。

手続き期限

平成29年3月31日(金) ※必着

※ 期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、ご注意ください。



問い合わせ

健康づくり課

TEL 0244-23-3680

高齢者インフルエンザ定期予防接種のお知らせ

9月15日HP更新

接種期間

10月1日(土)～12月31日(土)

対象者

南相馬市に住民票を有する方で、ワクチン接種日時点で次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の方
 - (2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- ※ 身体障害者手帳1級(心臓、じん臓もしくは呼吸器)相当の方

接種費用

1,000円(自己負担額)

- ※ 生活保護受給者の方は、自己負担の必要はありません。医療機関窓口で生活保護受給証明書を提示してください。

接種回数

実施期間中 一人1回

- ※ 2回目以降は全額自己負担となります。

接種場所

市内・県内指定医療機関

持ち物

健康保険証

- ※ 対象者(2)に該当する方は身体障害者手帳もお持ちください。

県外に避難している方へ

県外に避難している方は、避難先の市町村で接種できます。
詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。



三条市で接種する方は、15ページをご覧ください。

問い合わせ

健康づくり課

TEL 0244-23-3680



浪江町からのお知らせ

第3回浪江町除染検証委員会を開催しました

9月16日HP更新

第3回浪江町除染検証委員会

- 日程 8月26日(金) 午前10時から
- 場所 浪江町役場本庁舎 大会議室
- 対象行政区
川添北行政区、川添南行政区、上ノ原行政区、樋渡牛渡行政区、高瀬行政区、佐屋前行政区

議事要旨と資料の一部
を添付しました。

※浪江町の世帯

問い合わせ

ふるさと再生課 除染対策係

TEL 0240-34-0228

浪江町HP「つながろう なみえ」から

今年もたわわに

避難指示が続く中、平成25年から水稻の実証栽培が行われている浪江町・酒田地区の水田。稲穂が色づき始めています（9/9撮影）。



浪江町HP「つながろう なみえ」から

町内でも内部被ばく検査が受けられます

内部被ばく検査（ホールボディカウンター＝WBC）が月に2回、浪江町内でも受けられるようになりました。第2・第4金曜日（祝日除く）、福島県のWBC車載型バスが役場本庁舎の敷地内に設置されます。

町民の方は、町内への立ち入りや特例宿泊の際に受検されることをお勧めします。原則として予約制ですので、健康保険課までお気軽にご連絡ください（予約がなくても空いていれば受検できます）。

なお、二本松市内に町が設置している仮設津島診療所でも、引き続き内部被ばく検査を受けられます（日曜・祝日を除く毎日）

詳細はホームページをご確認ください。



ホールボディカウンター（WBC）搭載車



捕獲隊が活躍しています

原発事故避難によって人が住まなくなった地域では、イノシシなどの害獣が増えて家屋や農地の被害が深刻になっています。

これらを駆除するために、浪江町では、町が委嘱した有害鳥獣捕獲隊の皆さんが活躍しています。

田河晴幸隊長（写真左から3人目）以下9人の隊員の皆さんは、毎週火曜と金曜に町内で捕獲を行っており、この日は8頭を捕らえました（9/9撮影）。

被害の未然防止のため、捕獲隊の活動は続きます。





双葉町からのお知らせ

中間貯蔵施設の本格的な施設の工事開始のお知らせについて

(環境省からのお知らせ)

9月16日HP更新

環境省は、中間貯蔵施設の本格的な施設(受入・分別施設、土壌貯蔵施設)について、今年度から整備に着手するべく準備を進めてきたところですが、今年の秋より、町内の郡山地区において、工事に着手することになりました。

本格的な施設の整備について

今回の工事では、双葉町内の約7haの土地に、受入・分別施設および土壌貯蔵施設を整備する予定です。

受入・分別施設は、中間貯蔵施設内に搬入された除染土壤などのフレキシブルコンテナを破袋し、草木などの可燃物の除去を行います。(処理能力:1時間当たり約140トン)

その後、これらの処理を行った除染土壤を、土壌貯蔵施設に貯蔵します。(貯蔵容量約6万 m^3)

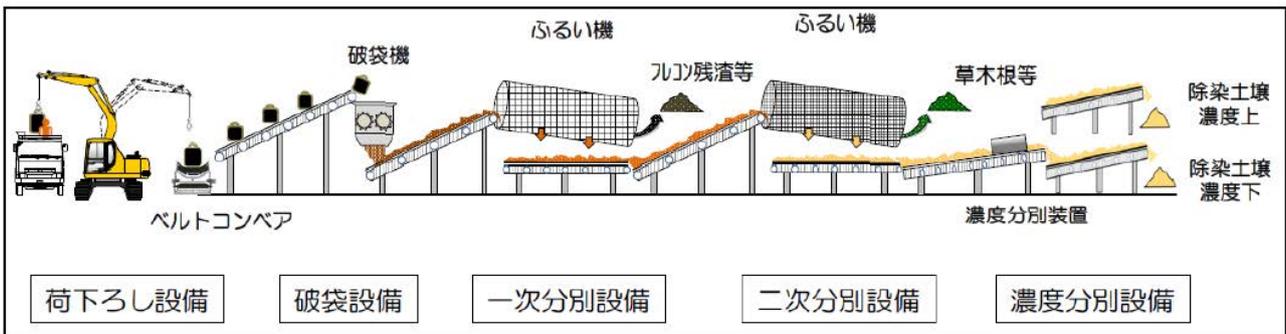


図1 受入・分別施設のイメージ

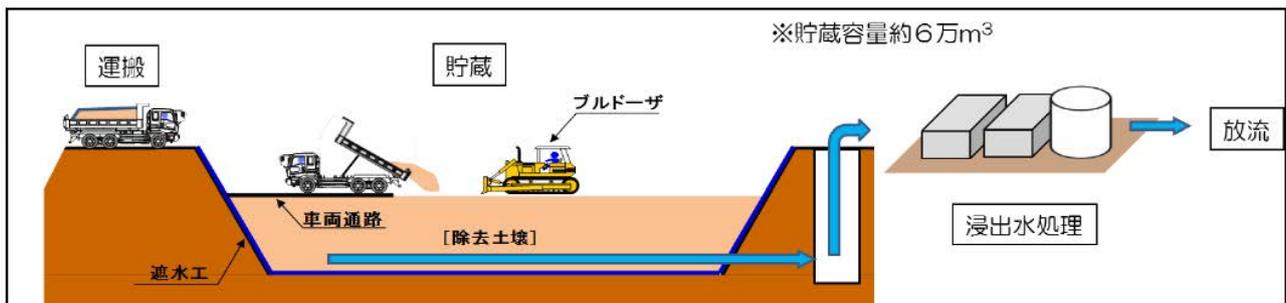


図2 土壌貯蔵施設のイメージ

施設の建設予定地・安全対策について

双葉町におきましては、図3に示す位置において、今年の秋から各施設を整備することといたしました。

今後、施設の工事に伴い、多数の工事関係車両が建設予定地周辺を通行することとなりますが、積載物などの飛散防止や工事関係車両の交通事故防止などの安全対策に万全を期し、工事に対する安全と安心の確保に努めながら、工事を進めてまいります。

次ページへ続きます



図3 双葉町における中間貯蔵施設の位置(平成 28 年度工事)

環境省 中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口

フリーダイヤル: 0120-027-582 (受付時間 9:00~18:15、日曜祝日除く)

問い合わせ 建設課 TEL 0246-84-5209

復興庁・福島県・双葉町からのお知らせ

平成28年度
双葉町住民意向調査

実施時期
9月12日(月)~26日(月)

対象者
全世帯の対象者
● 分散避難されている場合は、それぞれの送付先へ調査票を送付しますので、送付された代表者ごとに回答をお願いします。

調査方法
調査票を送付し、記名方式による実施
● 同封の返信用封筒へ調査票を封入し、郵便ポストへ投かんしてください。

「町民一人一人の復興」「町の復興」が進められるようご協力をお願いします

本調査でお聞きしたご意見やご要望は、今後の施策を進めるための重要な基礎資料として活用させていただきます。



富岡町からのお知らせ

富岡町一時宿泊施設「ホテル芳門」の利用について

9月14日HP更新

準備宿泊の実施に合わせ、町内の一時宿泊施設となる「ホテル芳門」の提供を始めます。
宿泊を希望する方は、準備宿泊をお申し込みの上、宿泊施設へご予約ください。

※ 帰還困難区域の方も、一時立入りの際に利用することができます。
まず、一時立入り受付コールセンター(☎0120-461-362)で予約をしてから、
下記の順番で宿泊の申し込みをしてください。

『ホテル芳門』への宿泊の流れ

(1) 準備宿泊の申し込み

「準備宿泊受付コールセンター」へ準備宿泊の申し込みをしてください。

※準備宿泊受付コールセンター ☎0120-576-867

受付時間: 平日(月～金) 午前8時～午後8時、土・日・祝日 午前8時～午後5時



(2) 宿泊の予約

一時宿泊施設「ホテル芳門」への宿泊予約をしてください。

※宿泊予約 TEL 0240-22-1807

受付期間: 9月15日(木)～平成29年3月29日(水)

受付時間: 午前8時～午後8時



(3) 個人線量計の受け取り

準備宿泊の開始日は富岡町役場保健センターへお越しください。

※滞在中の注意事項の説明や個人線量計の貸し出しを行います。



宿 泊

問い合わせ

企画課

☎0120-33-6466

東京電力からのお知らせ

平成 28 年 9 月

富岡町の皆さまへ ～町内巡回開始のお知らせ～

弊社原子力発電所の事故により、今もなお大変なご迷惑とご不便をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社ではご家庭の屋内片付けや除草等のお手伝いを実施しておりますが、準備宿泊開始に伴い**町内の巡回**を開始させていただきます。巡回中は皆さまへお声がけさせていただきます、お困りの点等がございましたら身の回りのお手伝いをいたします。

◇実施内容：富岡町内を東京電力社員が車で巡回しながら、町民の皆さまにお声がけさせていただきます、ご要望に応じた身の回りのお手伝いをいたします。

【お手伝い例】

- ・家具等の移動や運搬
- ・高所からの荷物搬出
- ・住宅周辺の除草
- ・簡易な片付け清掃 など

◇実施期間：平成 28 年 9 月 17 日～準備宿泊終了まで（予定）

◇活動日時：週 3 日（水・土・日） 9 時～16 時頃

※内容により、日程を調整させていただく場合や、作業安全等の問題からご要望にお応えできない場合があります。予めご了承ください。

※巡回する車両は会社名を表示しており、社員は社員証を携帯しております。

※実施期間や活動日時等は、変更する場合があります。

巡回の時間等によりお会いできない場合もございます。

身の回りのことで何かお困りでしたら、専用ダイヤルにお電話ください。

— 身の回りのお手伝い専用ダイヤル —

◇電話番号：080-5980-1073

◇受付時間：9時～16時 ※祝祭日・年末年始を除く

東京電力ホールディングス株式会社

高齢者のインフルエンザ予防接種 (三条市で接種する方)

季節性インフルエンザは罹患(りかん)率が高く、高齢者や慢性疾患がある人は、肺炎や気管支炎を引き起こして重症になることもあります。そこで、これらの方にインフルエンザ予防接種を実施します。

■実施期間

10月1日(土)～平成29年3月31日(金) ※医療機関の休診日を除く。

■対象

- ① 接種日現在で満65歳以上の方
- ② 接種日現在満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあり、個別に案内が届いた方
- ③ **①または②に該当し、東日本大震災で避難している方**

■持ち物

健康保険証 ※②に該当する方は身体障害者手帳もお持ちください。

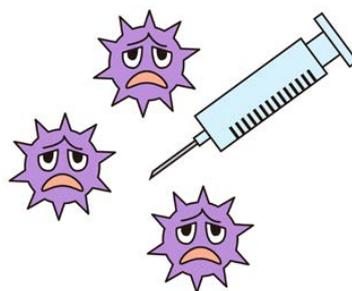
■接種回数

実施期間中に1回 ※事前予約が必要です。

■接種費用(自己負担額)

1,620円

*生活保護世帯の方は無料です。
被保護証明書を医療機関窓口に提示してください。



■実施医療機関

かかりつけ医または健康づくり課健診係へお問い合わせください。

■その他

新潟県内の指定医療機関でも受けられます。
医療機関の一覧は三条市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

三条市役所 健康づくり課 健診係

TEL 0256-34-5443

10月食育推進食事会開催!!

三条市食生活改善推進委員協議会のご厚意により、10月の食事会を開催します。今回の主食は、下田地区の渡邊様から頂戴する新米を使わせていただく予定です。作り方をお聞きしながら調理も体験し、食後の片付けも一緒に行いたいと思います。今回もバランスの良い食材を使ったメニューにご期待ください。

と き **10月5日** **水** 調理から参加する方は午前10時から
食事から参加する方は正午から

ところ 三条市総合福祉センター 3階 調理室
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 300円 (当日徴収)



7月の食事会メニュー

申込締切 9月26日(月)正午
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

こども芋ほり体験

今年も、下田の渡邊さんの畑に芋ほりに行きませんか。対象は、子ども(20歳未満)と、その家族です。

いつも、お米を頂戴している渡邊さんご夫婦に、直接感謝の気持ちをお伝えするチャンスです。

と き **10月15日** **土** 午前9時30分 交流ルーム「ひばり」集合
(現地集合の方は、午前10時集合)

作業終了次第、現地解散とします。(午後1時終了予定)

※お昼の準備をしてくださるそうです。

※雨天決行、畑の様子を見て芋ほりをします。

ところ たなひれ 三条市棚鱗1443-2(渡邊青果直売所裏の畑)

持ち物 軍手、長靴、汗拭きタオル、帽子
※ゴム手袋もあると便利です。



問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

敬老の日 お米プレゼントのお知らせ

敬老の日を前に、下田地区の渡邊さんから「新米を敬老の日にお届けしたいのですが…」と、ご連絡をいただきました。敬老の日のプレゼントは、今年で3回目です。

甘えてばかりで申し訳ないのですが、いつも忘れず、私たち避難者を思ってくださいのお心遣いに感謝し、頂戴することになりました。

配布日時 **9月24日(土)～10月10日(月・祝)**

交流ルーム「ひばり」開設時間内 午前9時30分～午後3時(火曜・木曜休み)
※変則の休館日が多いので、裏表紙のカレンダーで確認ください。

配布場所 交流ルーム「ひばり」

配布対象者 満70歳以上(敬老の日時点)

配布内容 新米5kg

**引き換え券を
忘れず持参ください。**

※基本は、取りに来ていただきたいのですが、ご連絡いただければご相談に応じます。



**問い合わせ
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650**

9月・10月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				22日	23日	24日
				秋分の日 ひばり休み	浜通り配布	お米 配布開始 ひばり 午後休み
25日	26日	27日	28日	29日	30日	10月1日
ひばり休み	食事会 申込締切 ひばり 午後休み	ひばり休み	ひばり 版画教室	ひばり休み 浜通り配布	ひばり 版画教室 習作展 最終日	
2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
ひばり休み		ひばり休み	ひばり 茶話会 食推食事会	ひばり休み 浜通り配布		一時帰宅 (南相馬市) ひばり休み

★ひばり版画教室習作展 9/30(金)まで三条市役所市民ギャラリーで開催中

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
富岡町	0120-33-6466	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している
世帯数と人数(2016.9.21現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	30	68
原町区	5	8
南相馬市 計	35	76
浪江町	7	17
双葉町	4	7
富岡町	1	1
いわき市	1	5
郡山市	4	10
合計	52	116

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511